

番 号：160129

国 名：パレスチナ

担当部署：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：地方財政改善プロジェクト終了時評価（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年4月下旬から2016年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.40M/M、合計0.90M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
3 12日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月13日（水）(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 9点
- (計100点)

類似業務	公共財政管理分野に関する各種評価調査
対象国／類似地域	パレスチナ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナでは、1994年の暫定自治政府発足後、将来的な国家樹立と自律的な行財政運営に向け、地方自治体法の制定(1997年)や地方選挙の段階的实施(2004年)等地方自治体制度の整備と分権化を推進してきた。しかしながら、約480存在する基礎的自治体の多くは財源や人的リソースが十分でない等の理由から、満足のいく公共サービスを住民に提供することが困難な状況にある。かかる状況を踏まえ JICA は、2005年9月～2010年12月にかけて技術協力プロジェクト「地方行政制度改善プロジェクト」を実施し、ジェリコ・ヨルダン溪谷を対象とした地方自治体強化プロジェクトを実施した。その結果、地方自治体における公共サービスの提供においては、とりわけ地方自治体の歳入源の確保が喫緊の課題であることが明らかとなった。

パレスチナの地方自治体(市：Municipality)における歳入となり得る税目は、電気料金や水道料金等を除くと、「固定資産税」及び「教育税」のみである。固定資産税については、西岸地域に存在する109市の中の52市で課税されるに留まっており(2012年5月時点)、地域間において課税実施状況に差がある。また現行パレスチナ西岸においては、1954年のヨルダン法を根拠とする「自治体や地方議会の領域内にある建物と土地に関する法律」に基づき固定資産税課税が行われているものの、上記根拠法自体が古く、パレスチナの現状に即していない。加えて2011年に JICA が実施した調査(「パレスチナ地方行政アドバイザー運営指導調査」)によれば、固定資産評価基準が存在しないため、固定資産税が課されている自治体においても固定資産税の評価に多くの時間と労力がかかる、本来の課税対象全てに課税が出来ていない、また恣意的に評価が行われその評価に基づき固定資産税が課されている、という諸々の課題も明らかとなった。

この現状を踏まえた上で、固定資産税徴収の改善が、地方自治体の歳入の改善、ひいては地方自治体が提供する住民への公共サービスに与える影響を鑑みた場合、固定資産税が果たす役割は大きく、固定資産評価基準の策定や評価、賦課、納付・徴収業務の改善及びそれを主管する財務庁固定資産税局(以下、「C/P」)の能力の向上を図る必要がある。かかる状況を踏まえ、我が国に対し、固定資産税に係る業務改善のための技術協力プロジェクト「地方財政改善プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)が要請された。2012年5月に詳細計画策定調査を実施し、同年8月に討議議事録(Record of Discussion：R/D)を署名、交換した。

本プロジェクトは、上記パレスチナの固定資産税を巡る状況を踏まえ、①固定資産評価基準の策定、②パイロット支局(Ramallah支局、Abu Dees支局、Al Ram支局の計3支局)に対する固定資産税に係る業務全般についての業務改善及び③固定資産税局の業務計画(能力開発計画を含む3カ年戦略、年次計画)の作成並びに実施を通じ、固定資産税局の職員の能力強化を図り、もって固定資産税の徴収額の改善に資する目的で、2012年10月から2016年9月までの予定で業務実施契約チームにより活動を実施中である。これまでに、固定資産評価基準案を策定するためのトライアル、及びその作業進捗・成果をC/Pの本部・支局評価員などの関係者に対してワークショップを定期的に開催して共有するなど、C/Pの意見を取り入れながら固定資産評価基準策定のための作業を進めている。

今回実施する終了時評価は、2016年9月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を確認、評価するとともに、プロジェクト終了までのプロジェクト活動および今後の取り組みに対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年4月下旬)

①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、

活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

②現行のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家(業務実施契約チーム)、C/P、その他パレスチナ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。

④対処方針会議等に参加する。

⑤必要に応じ、前述の質問票に基づき、プロジェクト専門家に対してヒアリングを行う。

(2)現地派遣期間(2016年4月下旬~5月中旬)

①JICAパレスチナ事務所等との打合せに参加する。

②プロジェクト関係者に対して、終了時評価の評価手法について説明を行う。

③C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。必要に応じて、合同評価報告書の概要版を作成する。

⑥合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

⑦合同調整委員会に出席し、評価概要等について説明する。

⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。

⑨現地調査結果のJICAパレスチナ事務所等への報告に参加する。

(3)帰国後整理期間(2016年5月中旬~5月下旬)

①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。

②帰国報告会に出席し、担当分野について説明する。

③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとする。

(1) 合同評価報告書(英文)

(2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)

(3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)~(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載願います)。

(2) 直接人件費

直接人件費は、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は現時点では4月30日～5月11日を想定しているが、現地の情勢次第では変更の可能性があります。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、通訳団員も本業務従事者と同様に全期間参団予定であり、C/P等との協議を通訳します（資料作成は原則英語とし、アラビア語への翻訳は基本的には想定しない）。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおり。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本業務従事者）
- エ) 通訳（日本語⇄アラビア語）

③便宜供与内容

JICAパレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
機構にてアレンジ。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス 内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（03-5226-6916）から提供する。
 - ・ 案件概要表
 - ・ 中間レビュー報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上